

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程の一部を改正する告示

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程（平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「又は参議院議員」を削る。

第一項第一号中「又は参議院議員」を削り、同項第二号中「又は参議院議員」、「又は第四項」及び「又は在任期間を異にする参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日のいずれか遅い日」を削り、同項第三号中「若しくは参議院議員」及び「又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合」を削り、第二項中「又は第四項」及び「又は第五項」を削る。

附 則

この告示は、令和六年三月二十九日から施行する。